

生活衛生行政の現状と課題について

令和6年2月16日

厚生労働省 健康・生活衛生局 生活衛生課

本日の内容

1. はじめに
2. 生活衛生対策について
 - (1)生活衛生分野の施策・法体系について
 - (2)地域保健と保健所
3. 生活衛生関係営業の現状と制度について
4. 生活衛生行政に関する課題
～最近のトピックス含む～
5. おわりに

1. はじめに

厚生労働省の生活衛生関係担当課



健康局及び旧生食部の組織再編について

- 昨年9月に、健康局、医薬・生活衛生局（旧生食部）は、組織再編され「健康・生活衛生局」へ統合され、その下に「感染症対策部」が設置された。
- 今年4月に、「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」（令和5年法律第36号）により、食品衛生基準行政は消費者庁に、水道整備・管理行政は国土交通省及び環境省へ移管される。

令和5年度

健康局		
総	務	課
健	康	課
がん・疾病	対策	課
結核	感染症	課
難病	対策	課
予防接種	担当	参事官室

生活衛生・食品安全審議官

生活衛生・食品安全	企画課
食品基準	審査課
食品監視	安全課
検疫所	業務課
生活衛生	課
水道	課

令和6年度

健康・生活衛生局		
総	務	課
健	康	課
がん・疾病	対策	課
難病	対策	課
食品監視	安全	課
生活衛生	課	

（消費者庁へ移管）

（国交省・環境省へ移管）

食品基準審査課

水道課

感染症対策部

企画・検疫	課
感染症	対策課
予防接種	課

生活衛生課の組織見直し

令和5年度組織・定員（抜粋）

<機構>

（1） 平時からの感染症対応能力の強化等

- ・ 健康局に感染症対策部を設置し、
 - ①内閣感染症危機管理統括庁との連携を図り、平時からの感染症危機への対応準備に係る企画立案（省内全体のとりまとめ）
 - ②感染症法、予防接種法、検疫法等に係る業務を実施する体制を整備。
- ・ 感染症対策部に、「企画・検疫課」及び「予防接種課」を新設するとともに、結核感染症課を振替設置。
- ・ 上記と併せて、医薬・生活衛生局の食品基準審査課、食品監視安全課、生活衛生課及び水道課を、健康局へ移管。

※食品衛生基準行政及び水道整備・管理行政は令和6年度に他省庁へ移管
予定

- ・ これにより、医薬・生活衛生局を「医薬局」に、健康局を「健康・生活衛生局」にそれぞれ改組。

生活衛生課の主な業務

主に、飲食業、理容業、美容業、クリーニング業、旅館業、公衆浴場業、興行場などの生活衛生関係営業について、適切な衛生規制の下、その経営基盤を充実させるための支援を行うことや、営業者組織の自主的活動を促進すること等を通じ、衛生水準の維持向上を図るとともに、消費者の利益を守る施策を担当。

⇒ 「衛生水準の維持向上」と「生衛業者の経営の健全化・業の振興」が課の2大業務

この他、

- 理容師・美容師国家試験及び養成施設に関すること
 - 建築物衛生の改善及び向上に関すること
 - 埋葬、火葬及び改葬並びに墓地及び納骨堂に関すること
- などを担当。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律概要

目的（第1条）

この法律は、多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理に関し、環境衛生上必要な事項等を定めることにより、その建築物における環境の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に資することを目的とする。

※ 特定建築物所有者等と維持管理権原者は、同一の場合と異なる場合がある。

【特定建築物所有者等】

（所有者又は全部の管理の権原者）

- ・特定建築物の届出
- ・建築物環境衛生管理技術者の選任
- ・維持管理に関する帳簿書類の管理

【特定建築物維持管理権原者】

（当該特定建築物の維持管理について権原を有する者）

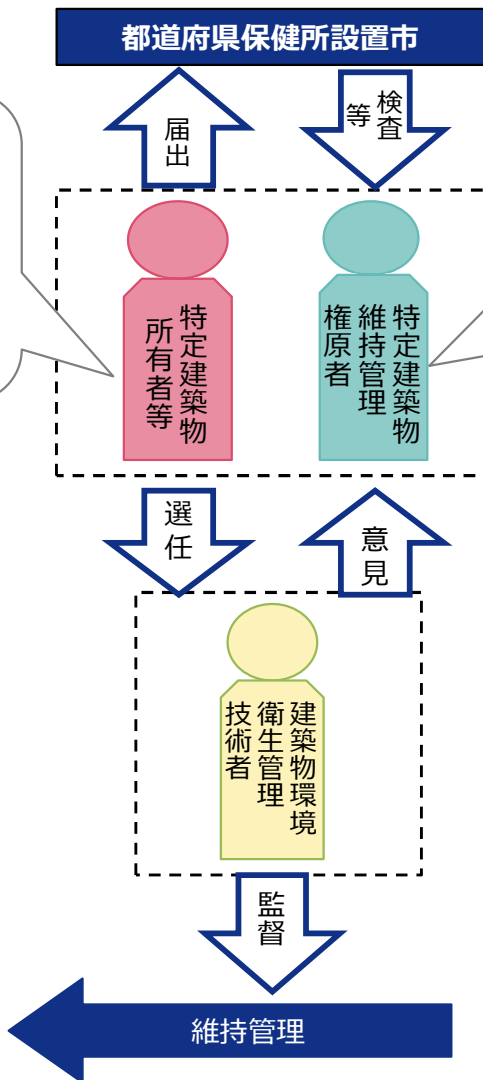
- ・建築物環境管理基準に従い維持管理
- ・建築物環境衛生管理技術者の意見尊重
- ・改善命令等に従う

特定建築物

47,910か所（令和4年度末）
（3000m²以上）
興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場、店舗、事務所、旅館等
（8000m²以上）
小学校、中学校等

【建築物環境衛生管理基準】

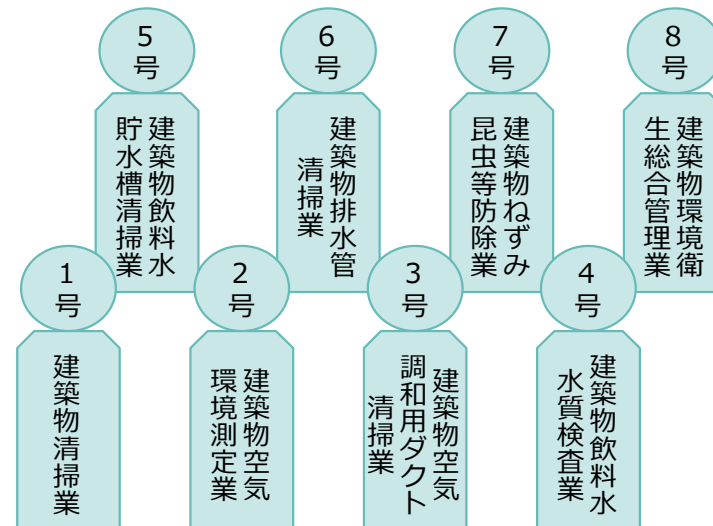
- ・空気環境の調整
- ・飲料水の管理
- ・雑用水の管理・排水の管理
- ・清掃・ねずみ、昆虫等の防除



ビルメンテナンス業者

<都道府県知事の登録対象業種>

* 延べ登録営業所数 17,914か所（令和4年度末）



ビルメンテナンス業における現状（基礎データ編）

ビルメンテナンス業の事業場数

➡ **23,754 事業場** (労災保険が適用されない個人事業者等は含まれない)



(出典 労働者災害補償保険事業年報)

建築物衛生法に基づく登録営業所数

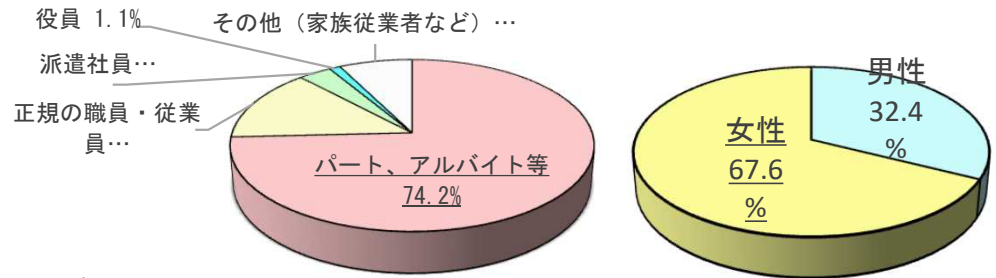
※ 一つの営業所が複数の登録を受けている場合はそれぞれ計上しており、個人事業者等も含まれていることから、総数はビルメンテナンス業の事業場数と一致しない

建築物清掃業	3,755	建築物飲料水貯水槽清掃業	6,627
建築物空気環境測定業	904	建築物排水管清掃業	1,169
建築物空気調和用ダクト清掃業	115	建築物ねずみ昆虫等防除業	2,663
建築物飲料水水質検査業	514	建築物環境衛生総合管理業	2,167

(出典 衛生行政報告(令和4年度))

ビル・建物清掃員の就業者数

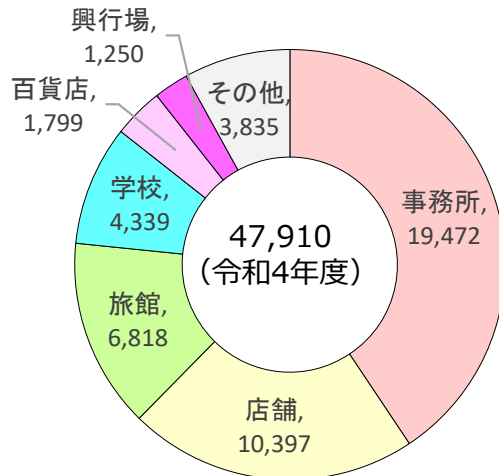
➡ **910,680 人(令和2年国勢調査)** (出典 国勢調査)



建築物衛生法に基づく特定建築物数

※ 特定建築物とは、建築物衛生法に基づく建築物環境衛生管理基準の義務の対象となる建築物をいう。

H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
46,210	46,756	47,273	47,530	47,910



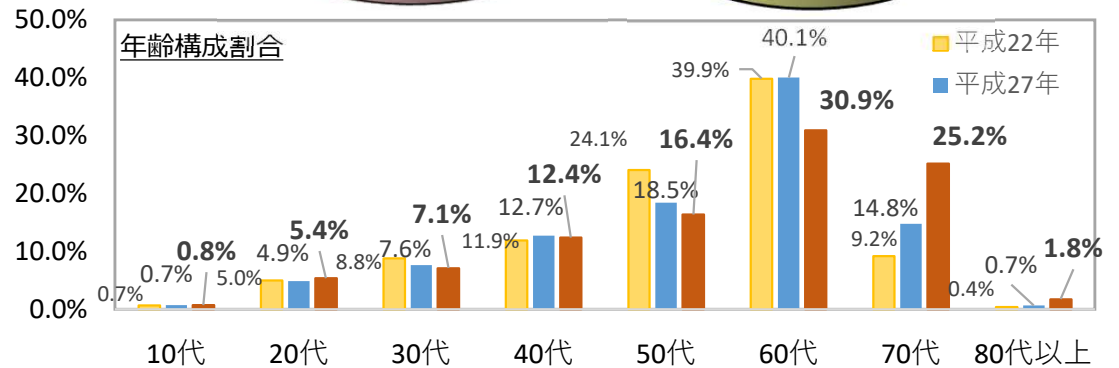
(出典 衛生行政報告(令和4年度))

特定建築物

(3000m²以上)
事務所、店舗、旅館、百貨店、興業場等
(8000m²以上)
小学校、中学校等

【建築物環境衛生管理基準】

- ・ 空気環境の調整
- ・ 飲料水の管理
- ・ 雑用水の管理・排水の管理
- ・ 清掃・ねずみ、昆虫等の防除



ビル・建物清掃員の有効求人倍率等

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
有効求人倍率の推移	3.03	2.91	2.05	2.10	2.65

(出典 厚生労働省職業安定局)

墓地、埋葬等に関する法律関係

1. 目的

- この法律は、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする。【法律の目的(第1条)】

2. 埋葬等に関する原則

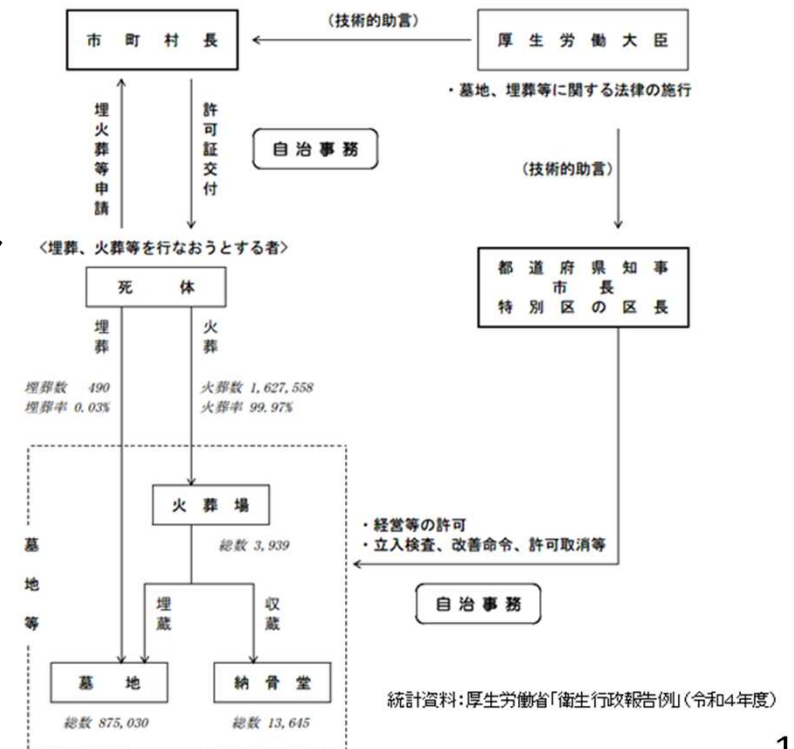
- 埋葬又は焼骨の埋蔵は、墓地以外の区域に行ってはならない。火葬は、火葬場以外の施設で行ってはならない。【墓地外の埋葬等の禁止(第4条)】
- 墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、埋葬、焼骨の埋蔵、収蔵又は火葬の求めを受けたときは、正当の理由(例:新たな埋葬等を行う余地がない等)がなければ、これを拒んではならない。【埋葬等の応諾義務(第13条)】

3. 埋葬、火葬等の手続(自治事務)

- 埋葬、火葬又は改葬を行おうとする者は、市町村長の許可を受けなければならない。【埋葬、火葬等の許可(第5条)】
- 墓地、火葬場等の管理者は、許可証(第8条)を受領した後でなければ、埋葬、火葬等を行ってはならない。【許可証のない埋葬、火葬等の禁止(第14条)】

4. 墓地、火葬場等の許可等(自治事務)

- 墓地、納骨堂又は火葬場の経営をしようとする者は、都道府県等の許可を受けなければならない。
→墓地等の区域の変更、廃止の場合も同様。【墓地、火葬場等の経営等の許可(第10条)】



2. 生活衛生対策について

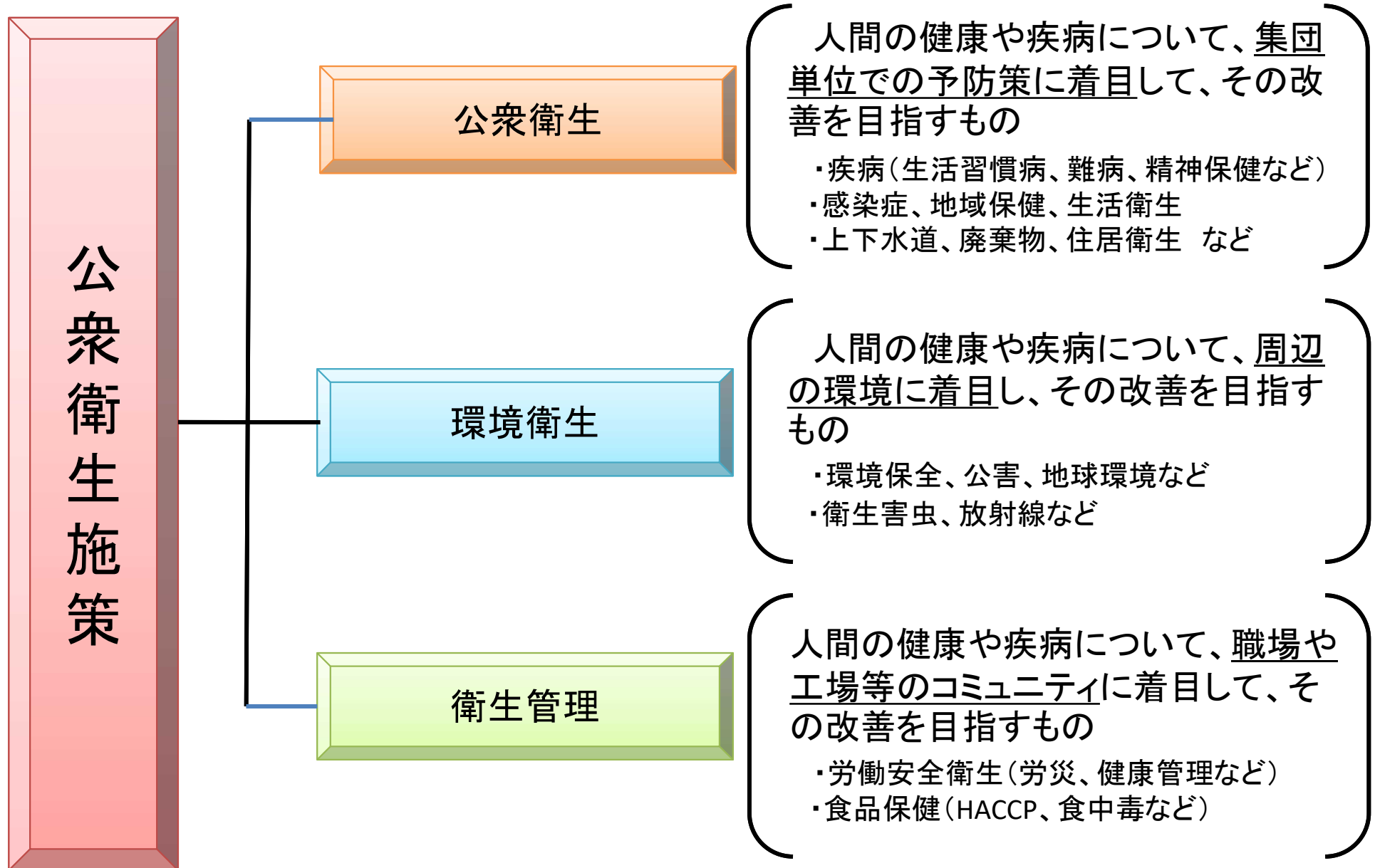
(1) 生活衛生分野の施策・法体系 について

日本国憲法（1947年施行）

第25条　すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2　国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

公衆衛生施策の大別（イメージ）



生活衛生対策の関係法規の概要

※ □が営業6法

法律名	公布年月日	定 義	備 考
興行場法	昭23.7.12 法第137号	「興行場」・・・・・・映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を、公衆に見せ、又は聞かせる施設。 「興行場営業」・・・・・・都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長）の許可を受けて、業として興行場を経営する。	営業許可
公衆浴場法	昭23.7.12 法第139号	「公衆浴場」・・・・・・温湯、潮湯、又は温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設。 「浴場業」・・・・・・都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長）の許可を受けて、業として公衆浴場を経営する。	営業許可
旅館業法	昭23.7.12 法第138号	「旅館業」・・・・・・旅館・ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業をいう。 「旅館・ホテル営業」・・・・・・施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。 「簡易宿泊営業」・・・・・・宿泊する場所を多人数で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のものをいう。 「下宿営業」・・・・・・施設を設け、1月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業をいう。 「宿泊」・・・・・・寝具を使用して前各項の施設を利用することをいう。	営業許可
理容師法	昭22.12.24 法第234号	「理容」・・・・・・頭髮の刈込、顔そり等の方法により、容姿を整えることをいう。 「理容師」・・・・・・厚生労働大臣の免許を受けて理容を業とする者をいう。 「理容所」・・・・・・理容の業を行うために設けられた施設をいう。	営業届出
美容師法	昭32.6.3 法第163号	「美容」・・・・・・パーマントウエーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくすることをいう。 「美容師」・・・・・・厚生労働大臣の免許を受けて美容を業とする者をいう。 「美容所」・・・・・・美容の業を行うために設けられた施設をいう。	営業届出
クリーニング業法	昭25.5.27 法第207号	「クリーニング業」・・・・・・溶剤又は洗剤を使用して、衣類その他の繊維製品又は皮革製品を原型のまま洗たくすること（繊維製品を使用させるために貸与し、その使用済後はこれを回収して洗たくし、さらにこれを貸与することを繰り返して行うことを含む。）を営業とすることをいう。 「クリーニング師」・・・・・・都道府県知事の免許を受けた者。 「営業者」・・・・・・クリーニング業を営む者（洗たくをしないで洗たく物の受取及び引渡しをすることを営業とする者を含む。）をいう。 「クリーニング所」・・・・・・洗たく物の処理又は受取及び引渡しのための営業者の施設をいう。	営業届出
食品衛生法	昭22.12.24 法第233号	「飲食店営業」・・・・・・一般食堂、料理店、すし屋、そば屋、旅館、仕出し屋、弁当屋、レストラン、カフェー、バー、キャバレー、その他食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業（喫茶店営業を除く）をいう。 「喫茶店営業」・・・・・・喫茶店、サロン、その他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。	営業許可

(2) 地域保健と保健所

地域保健法

第1条

この法律は、地域保健対策の推進に関する基本方針、保健所の設置その他地域保健対策の推進に関し基本となる事項を定めることにより、母子保健法その他の地域保健対策に関する法律による対策が地域において総合的に推進されることを確保し、もって地域住民の健康の保持及び増進に寄与する

保健所

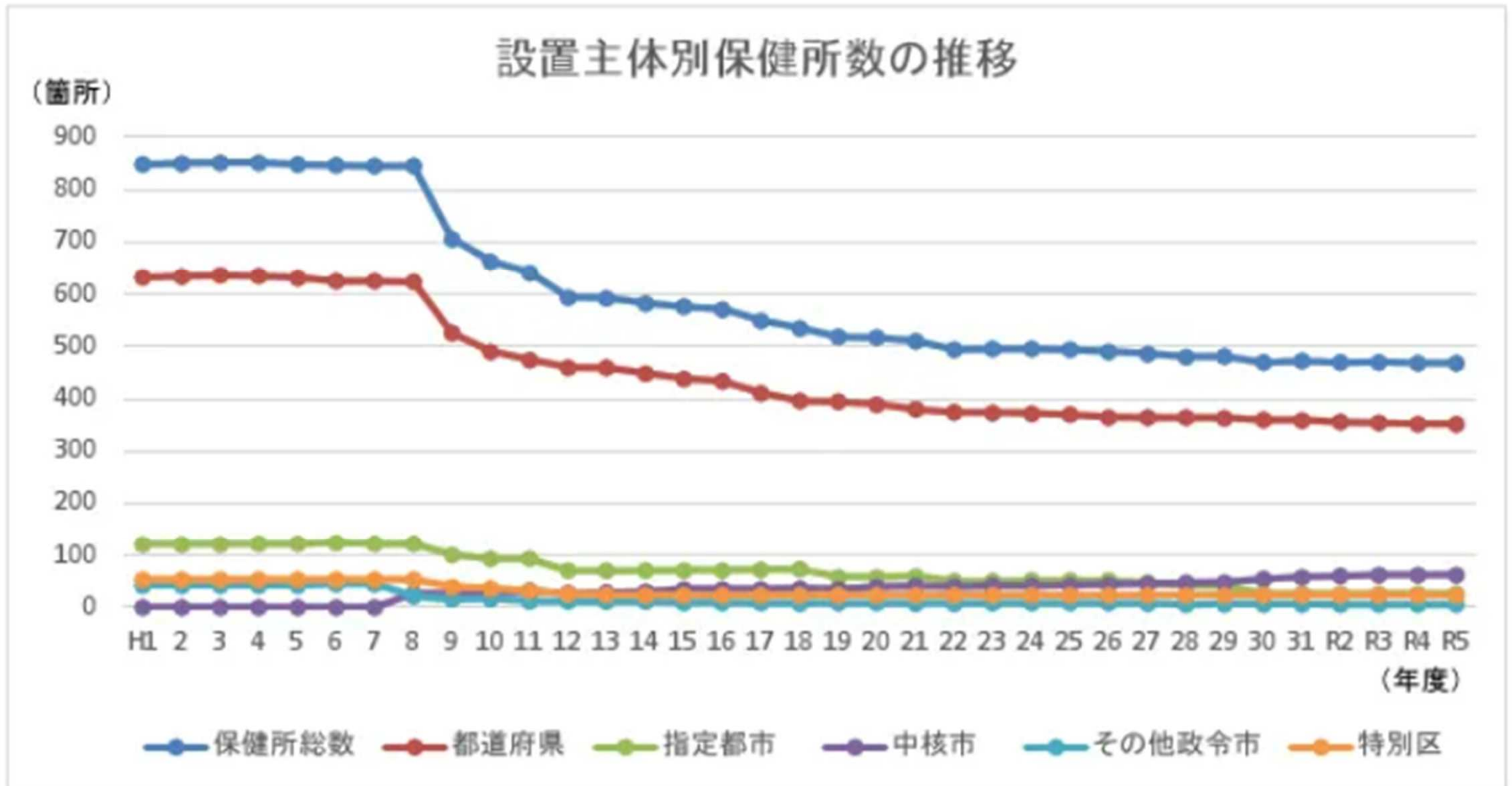
地域における公衆衛生の向上と増進を図るために設置された、第一線の総合的保健衛生行政機関

※設置主体別保健所数(保健所総数:468 R5年4月現在)

都道府県	:352	指定都市	: 26
中核市・政令市	: 67	特別区	: 23

厚生労働省調べ

保健所数



※令和5年4月1日現在は468か所

健康局健康課地域保健室調べ：各年度4月1日現在

保健所業務の現状

- 保健所は、対人保健サービスのうち、広域的に行うべきサービス、専門的技術を要するサービス及び多種の保健医療職種によるチームワークを要するサービス並びに対物保健等を実施する第一線の総合的な保健衛生行政機関
- また、市町村が行う保健サービスに対し、必要な技術的援助を行う。

《対人保健分野》

＜感染症等対策＞

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)
健康診断、患者発生の報告等
定期外健康診断、訪問指導、管理検診 等

＜エイズ・難病対策＞

エイズ個別カウンセリング
(無料匿名検査を含む)事業
エイズ相談・教育事業等
難病医療相談 等

＜精神保健対策＞

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)
(障害者基本法)
医療・保健・福祉相談、等

＜その他＞

(母子保健法)
(健康増進法)
広域的又は専門的な知識及び技術を要する事業 等

《対物保健分野》

＜食品衛生関係＞

(食品衛生法)
営業の許可、営業施設等の監視、指導等

＜生活衛生関係＞

(生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律、興行場法、公衆浴場法、旅館業法、理容師法、美容師法、クリーニング業法など)
営業の許可、届出、立入検査等

保健所運営協議会
保健所長(医師)

- ・専門的・技術的業務の推進
- ・健康危機管理
- ・市町村への技術的援助・助言
- ・市町村相互間の調整
- ・地域保健医療計画の作成・推進
- ・企画調整
- ・調査・研究

医師	臨床検査技師	医療社会事業員
歯科医師	管理栄養士	精神保健福祉相談員
薬剤師	栄養士	食品衛生監視員
獣医師	歯科衛生士	環境衛生監視員
保健師	理学療法士	と畜検査員 等
診療放射線技師	作業療法士	

＜医療監視等関係＞

(医療法、歯科技工士法、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律)
病院等、医療法人、歯科技工所、衛生検査所等への立入検査等

なお、指定市等の設置する保健所については、健康増進法に基づく健康診査、健康教育等や母子保健法に基づく乳幼児健診等を、これらの業務に加え行っているところもある。

主な業務内容

(1) 食品衛生関係

業務の種類	業務内容	根拠法令
食品衛生業務	<ul style="list-style-type: none">・飲食店等の許認可・許可施設の監視指導・流通食品の表示等検査・大量調理施設等の監視・食中毒・苦情の対応	<ul style="list-style-type: none">・食品衛生法・地方自治体の条例 など

(2) 環境衛生関係

業務の種類	業務内容	根拠法令
○生活衛生営業の <u>許可等</u> 及び <u>監視指導</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・興行場、公衆浴場、旅館(民泊を含む)、理容所、美容所、クリーニング所の許可等及び監視指導 ＊住宅宿泊事業の届出・監視指導 	興行場法、公衆浴場法 理容師法、美容師法 旅館業法(住宅宿泊事業法を含む)、クリーニング業法 ＊住宅宿泊事業法
○建築物における <u>衛生的環境の確保</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・相当規模を有し、多数の者が使用する建築物の衛生確保指導 ・建築物衛生管理業の登録及び指導 	建築物における衛生的環境の確保に関する法律
○飲料水等の <u>衛生確保</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道、簡易水道、専用水道等の適切な管理運営の指導 ・飲用井戸等の衛生指導 ・<u>遊泳用プールの衛生指導</u> 	水道法、飲用井戸等の衛生対策要領、遊泳用プールの衛生基準

環境衛生監視員について

人数 (R4年度末)	6,528名 うち専従者:287名(4%)
資格	以下のいずれかの条件(任用資格)を満たす公務員の中から、都道府県知事等により任命される。 <ul style="list-style-type: none">・大学又は専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、水産学、農学、工学、理学又は保健衛生学の課程を修めて卒業した者・医師、歯科医師、薬剤師又は獣医師・国立保健医療科学院において環境衛生に関するコースの課程又はこれに相当する課程を修了した者
根拠法令	<ul style="list-style-type: none">・旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)等・環境衛生監視員の任命について(昭和42年1月11日環衛第7003号厚生省環境衛生局長通知)
業務内容	※ 主に保健所に所属 <ul style="list-style-type: none">・理美容所の衛生措置についての立入検査、管理者の設置確認、資格者就業の確認・火葬場の管理についての立入検査・興行場の衛生管理についての立入検査・旅館、ホテル等の衛生措置、構造設備の検査・公衆浴場の衛生措置、構造設備の検査・化製場又は死亡獣畜取扱場の衛生措置、構造設備の検査・クリーニング所又は業務用の車両の衛生措置、クリーニング師の設置確認、苦情対応の確認・特定建築物の維持管理の状況の検査 など

※ 「衛生行政報告例」(厚生労働省)より

生衛業の衛生管理に関する監視・指導①

営業6法に係る衛生管理要領等

技術的助言

理容所及び美容所における衛生管理要領(通知)	昭和56年6月1日 環指第95号厚生省環境衛生局長 昭和63年10月4日(一部改正) 平成12年8月15日(一部改正) 平成14年3月29日(一部改正) 平成22年9月15日(一部改正)
出張理容・出張美容に関する衛生管理要領(通知)	平成19年10月4日 健発第1004002号厚生労働省健康局長
クリーニング所における衛生管理要領(通知)	昭和57年3月31日 環指第48号厚生省環境衛生局長 平成元年3月27日(一部改正) 平成12年8月15日(一部改正) 平成22年11月12日(一部改正) 令和4年9月21日(一部改正) 令和5年7月3日(一部改正) 令和5年8月31日(一部改正)
おしぼりの衛生的処理等に関する指導基準(通知)	昭和57年11月16日 環指第157号厚生省環境衛生局長
貸おむつの衛生的処理等に関するガイドライン(通知)	平成5年11月25日 衛指第224号厚生省生活衛生局指導課長
貸おむつの洗濯を行うクリーニング所の施設、設備及びそれらの管理に関するガイドライン(通知)	
興行場法第2条、第3条関係基準条例準則(通知)	昭和59年4月24日 環指第42号厚生省環境衛生局長 平成27年7月31日(改正)
公衆浴場における水質基準等に関する指針(通知1)	平成12年12月15日 生衛発1,811号生活衛生局長通知 平成15年2月14日(一部改正) 平成28年3月30日(別添3一部改正) 平成29年12月15日(別添3一部改正) 平成30年1月31日(別添3一部改正) 令和元年9月19日(一部改正) 令和2年12月10日(一部改正) 令和5年11月15日(別添3一部改正)
公衆浴場における衛生等管理要領(通知)	
旅館業における衛生等管理要領(通知)	

その他の衛生基準等

技術的助言

コインオペレーションクリーニング営業施設の衛生措置等指導要綱(通知)	昭和58年3月29日 環指第39号厚生省環境衛生局長 令和4年12月27日(一部改正)
遊泳用プールの衛生基準(通知)	平成19年5月28日 健発第0528003号厚生労働省健康局長
ネイルサロンにおける衛生管理に関する指針(通知)	平成22年9月15日 健発0915第4号厚生労働省健康局長

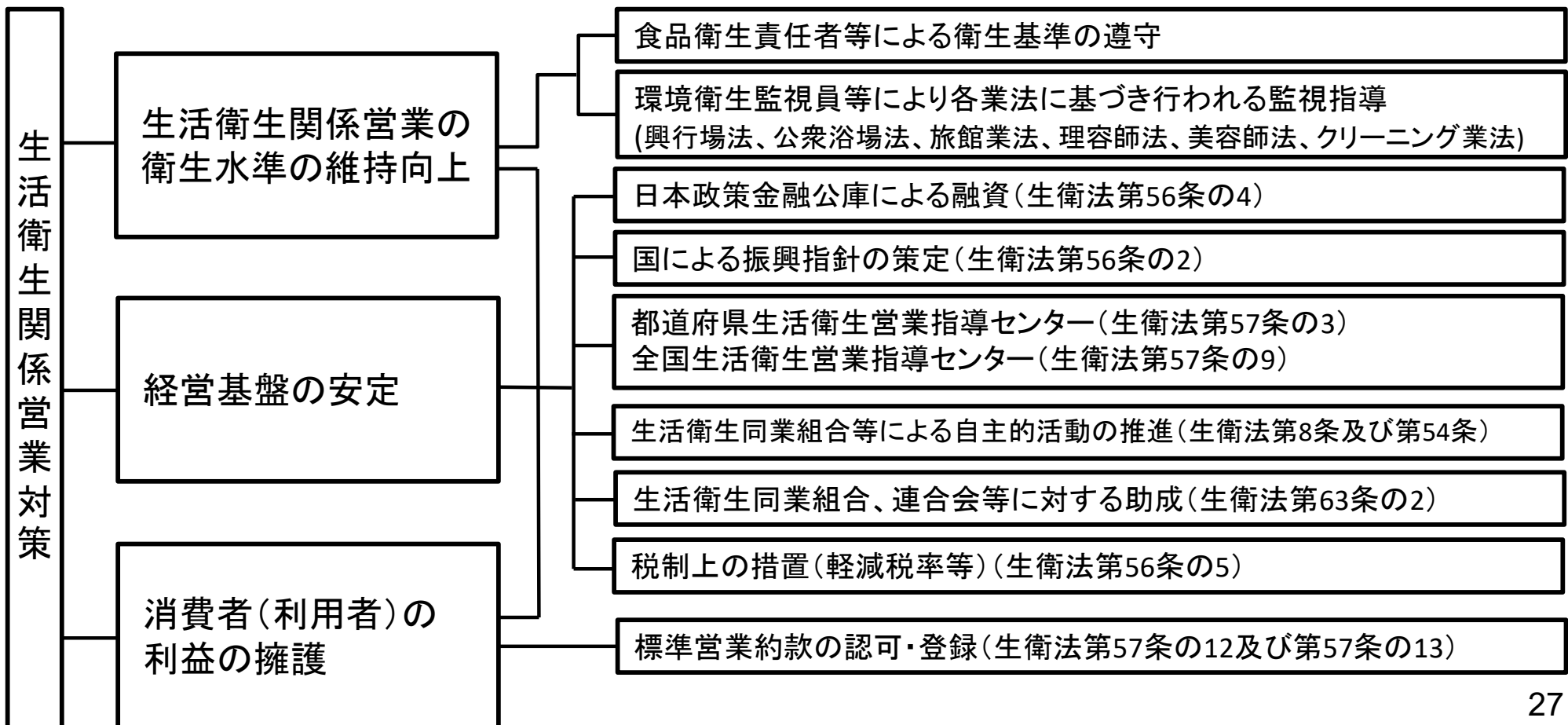
3. 生活衛生関係営業の現状と制度について

生衛法とその施策体系について

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(生衛法) (昭和32年6月3日法律第164号)(抄)

(目的)

第1条 この法律は、公衆衛生の見地から国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護に資するため、営業者の組織の自主的活動を促進するとともに、当該営業における過度の競争がある等の場合における料金等の規制、当該営業の振興に計画的推進、当該営業に関する経営の健全化の指導、苦情処理等の業務を適正に処理する体制の整備、営業方法又は取引条件に係る表示の適正化等に関する制度の整備等の方策を講じ、もって公衆衛生の向上及び増進に資し、並びに国民生活の安定に寄与することを目的とする。



生活衛生関係営業の種類とその施策体系について

- 生活衛生関係営業（生衛業）は、飲食業、理容業、美容業、クリーニング業、旅館業、浴場業などをいい、国民生活に密着したサービスを提供。
- 衛生的で安心なサービスが国民に提供されるよう、生衛業者は衛生規制を遵守して活動。
- 生衛業者の大部分が中小零細企業であるため、国及び地方公共団体が生衛法に基づき営業者の自主的活動の促進等を行うことにより生衛業の経営の健全化、衛生水準の維持向上及び消費者（利用者）の利益の擁護を実現。

★ 国民生活に不可欠なサービス
安心・安全、衛生、快適

消費者(利用者)

・事業所: 約94万事業所(全事業所の約18%)
・従業員数: 約587万従業員(全産業の約10%)

出典: 総務省「令和3年経済センサス」

16業種

生活衛生関係営業者

サービス提供



指導・支援

生衛連合会
生衛組合

- ・振興計画(自主的取組)
- ・標準営業約款

(公財)全国生活衛生営業指導センター
(公財)都道府県生活衛生営業指導センター

- ・経営の健全化
- ・衛生水準の維持向上
- ・消費者(利用者)の利益擁護

保健所等
[行政]

- ・衛生規制

※ 生活衛生関係営業の業種毎に振興指針を定めるとともに、予算・融資（日本政策金融公庫）・税制措置等の支援策を通じて業界を振興

生活衛生関係営業者への支援(令和5年度補正予算関連)

現下の情勢により経営状況が厳しい生活衛生関係営業者への支援として、①物価高騰・賃上げ等の対応に向けた支援、②専門家による相談支援、③デジタル化推進、④資金繰り支援を行う。

①物価高騰・賃上げ等の対応に向けた支援

3.9億円

- 業種ごとの生衛組合連合会において、物価高騰・賃上げに対応するために必要な価格転嫁の広報、既存商品・サービスのブランド化、イベント等の取組を実施。
- 消費者・利用者に対する価格転嫁の理解促進、新規顧客の確保、商品・サービスへの需要喚起促進等につなげ、生衛業の経営状況の改善、売上げの上昇による賃上げ・雇用維持等を図る。

【補助先:生活衛生同業組合連合会】
※補助率10/10

②専門家による相談支援

2.1億円

- 生衛業の営業者に対する専門家による伴走型の支援を実施。
 - ・ 中小企業診断士による経営診断や省エネ等に関する指導
 - ・ 行政書士等による各種補助金等を活用するための支援
 - ・ 税理士による税制優遇措置等の相談 等

【補助先:全国生活衛生営業指導センター】

③デジタル化推進

1.7億円

- 生衛業の営業者のデジタル化の推進をサポートし、事業の効率化・高付加価値化等を図る。
 - ・ 生衛業の営業者に対する個別相談・講習等
 - ・ 経営指導員及び経営特別相談員に対する研修・スーパーバイズ
 - ・ デジタル化推進のためのガイドライン・マニュアルの改訂 等

【委託先:民間事業者等】

④日本政策金融公庫による資金繰り支援(日本政策金融公庫への出資金)

- ・ 新型コロナウイルス感染症特別貸付の低利・無担保融資等やセーフティネット貸付の利率引下げの継続 (令和6年3月末まで)
- ・ 賃上げに取り組む生衛業者に対する資金繰り支援制度の創設(当初2年間各貸付の利率から-0.5%) 等

1 生活衛生関係営業対策事業費補助金

11.6億円 [11.6億円]
生衛組合、生衛組合連合会、全国生衛営業指導センター、都道府県生衛営業指導センターに補助を行うことにより、生活衛生関係事業者の業の振興や発展を図るための組織基盤の強化及び衛生水準の確保・向上、相談支援体制の強化等を図る。

- 生活衛生関係営業収益力向上事業 1.0億円 [1.0億円]
新型コロナウイルス感染症、物価高騰等の影響がある中、全国生活衛生営業指導センター等を中心に、最低賃金の周知啓発を行うとともに、物価高騰・賃金引上げ等に対応するための収益力の向上や、人材育成・後継者育成等に関するセミナーの開催、事業所への同行支援など、生活衛生関係事業者の収益力向上等のための取組を行う。

2 株式会社日本政策金融公庫補給金

29.9億円 [30.2億円]
株式会社日本政策金融公庫が生活衛生資金貸付を行うために必要な利差補給を行う。

3 被災した生活衛生関係事業者への支援（復興庁一括計上）

0.2億円 [0.2億円]
株式会社日本政策金融公庫が東日本大震災復興特別貸付等を行うために必要な財政支援を行う。

（参考）生活衛生資金貸付の貸付計画額

1,150億円 [1,500億円]※

※ 令和5年度は従前の貸付計画額(1,150億円)に加え、新型コロナウイルス感染症対策分(350億円)を措置。

重点支援地方交付金の追加

令和5年度補正予算

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、重点支援地方交付金を「低所得世帯支援枠」及び「推奨事業メニュー」実施のため追加する。

- 予算額 : 1. 6兆円 (うち ①低所得世帯支援枠 1. 1兆円、②推奨事業メニュー 0. 5兆円)
- 対象事業 : ① (低所得世帯支援枠) 物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担の軽減を図る事業。
② (推奨事業メニュー) エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、支援を行う事業。効果的と考えられる推奨事業メニューを提示。(詳細は、2頁参照)

推奨事業メニュー	
<p>(生活者支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援 ②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援 ③消費下支え等を通じた生活者支援 ④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援 	<p>(事業者支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援 ⑥農林水産業における物価高騰対策支援 ⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援 ⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

- 算定方法 : ① (低所得世帯支援枠) 住民税非課税世帯1世帯あたり7万円を基礎として算定(市町村)
② (推奨事業メニュー) 人口、物価上昇率、財政力等を基礎として算定(都道府県、市町村)

(注) 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い、重点支援地方交付金は「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」とするが、既存の交付金と一体として実施される連続性のある制度とする。

追加額1.6兆円（Ⅰ及びⅡの合計）

Ⅰ. 低所得世帯支援枠（1.1兆円）

- ・ 低所得世帯への支援枠を措置。
- ・ 1世帯当たりの予算の目安は7万円（今夏以来の3万円の支援と合計で10万円）。ただし、下記の推奨事業メニュー①や③と組み合わせてプレミアム商品券やマイナポイントを配付するなど、支援の方法（現物・現金）や1世帯当たり単価といった具体的内容は地域の事情に応じて決められる。

（注）住民税非課税世帯×7万円及び事務費分を市町村に交付。

Ⅱ. 推奨事業メニュー（0.5兆円）

生活者支援

- ① エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援
低所得世帯を対象とした、電力・ガス（LPガスを含む）をはじめエネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための支援
※ 住民税非課税世帯に対しては上記Ⅰによる支援を行う。
- ② エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援
物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援
※ こども食堂に対する負担軽減のための支援やヤングケアラーに対する配食支援等も可能。
- ③ 消費下支え等を通じた生活者支援
エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組やLPガス使用世帯への給付などの支援
- ④ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援
家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

事業者支援

- ⑤ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援
医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対する食料品価格の高騰分などの支援、エネルギー価格の高騰分などの支援（特別高圧で受電する施設への支援を含む）
- ⑥ 農林水産業における物価高騰対策支援
配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農林水産物の生産・調製・加工・貯蔵施設や土地改良区の農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、化学肥料からの転換に向けた地域内資源の活用などの支援
- ⑦ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援
特別高圧での受電（ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む）、LPガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援のほか、中小企業の賃上げ環境の整備などの支援
- ⑧ 地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援
地域公共交通・物流事業者や地域観光事業者等のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

※1 地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があると考えるものについては、実施計画に記載して申請可能。

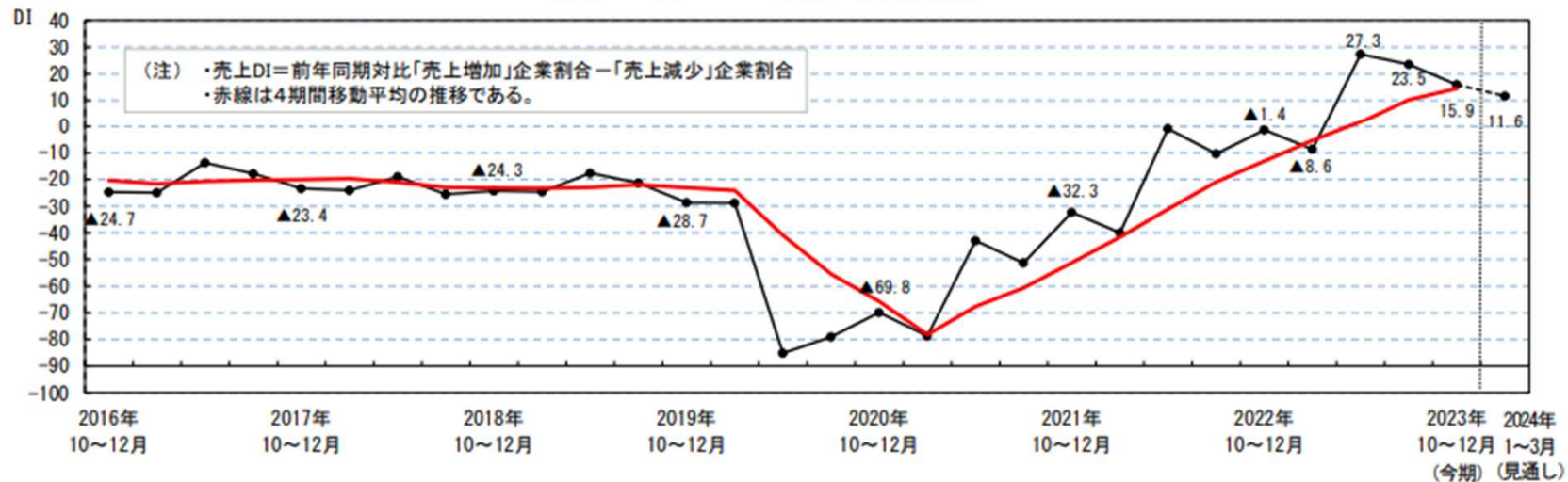
※2 地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用も可能。

新型コロナ流行に伴う生衛業への経済的影響(売上)

2. 売上

- 売上DIは、前期から7.6ポイント低下し、15.9となった。
- 来期は4.3ポイント低下し、11.6となる見通し。

図表4 売上DIの推移(全業種計)



図表5 業種別 売上DIの推移(飲食業を除く)

凡例	2022年 10~12月	2023年 1~3月	2023年 4~6月	2023年 7~9月	2023年 10~12月 (今期)	2024年 1~3月 (見通し)
食肉・食鳥肉	0.0	▲5.4	24.7	13.4	13.6	15.6
氷雪	27.3	16.4	46.4	64.8	45.5	12.7
理容	▲26.0	▲29.9	▲1.7	0.7	▲7.6	▲6.9
美容	▲22.3	▲23.9	0.0	▲3.9	▲15.5	▲5.5
映画館	27.9	21.0	54.1	▲7.0	▲19.7	0.0
ホテル・旅館	62.6	42.0	62.6	59.0	54.3	28.3
公衆浴場	▲6.3	▲6.4	12.5	5.4	12.5	8.0
クリーニング	▲8.7	▲34.7	19.3	8.0	17.7	▲0.8

図表6 飲食業 売上DIの推移

凡例	2022年 10~12月	2023年 1~3月	2023年 4~6月	2023年 7~9月	2023年 10~12月 (今期)	2024年 1~3月 (見通し)
飲食業(全体)	3.8	▲1.7	40.9	39.0	28.7	23.0
そば・うどん	8.5	▲7.1	43.3	46.2	33.0	19.4
中華料理	6.3	▲10.7	36.5	38.8	27.6	22.4
すし	▲1.7	▲5.5	40.7	36.1	26.7	21.7
料理	18.0	3.2	63.5	36.6	48.8	22.8
喫茶	7.1	5.1	37.7	32.7	26.8	30.7
社交	▲15.8	▲12.1	25.0	32.7	3.0	11.4
その他飲食	6.4	6.6	43.5	43.1	34.9	27.9

4. 生活衛生行政に関する課題

～最近のトピックス含む～

生活衛生行政の課題について

衛生水準の維持・向上

- 衛生水準の維持と規制緩和との均衡
- 新たなビジネスやサービス形態への対応
(特に美容業、宿泊業で顕著)
- 衛生部門の体制維持・強化

など

生衛業者の経営の健全化・業の振興

- 人口減少モデルへの対応
→ サービスの需要減、人手不足 など
- 新たな環境保護概念への適合
→ SDGs、脱炭素社会、資源循環 など
- 社会全体のデジタル化への対応
- 「生衛業の強み」を生かした経営とビジネスモデルの発見
→ 地域包括、地域共生など
※「店舗単独」ではなく、「コラボ」による発見と解決へ

など

改正の概要

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るため、旅館業の営業者が新型インフルエンザ等感染症等の症状を呈している宿泊者等に対して感染防止対策への協力を求めることができることとするほか、事業譲渡に係る手続の整備等の措置を講ずる。

改正の趣旨

1. 旅館業の施設における感染症のまん延防止対策、差別防止の更なる徹底等【旅館業法】

(1) 感染症のまん延防止の観点からの宿泊拒否事由の明確化等

- ① 特定感染症（※）が国内で発生している期間に限り、旅館業の営業者は、
 - ・ 特定感染症の症状を呈する宿泊者等に対し、特定感染症の感染防止に必要な協力や、特定感染症の患者に該当するかどうかの報告を求めることができることとする。
 - ・ その他の宿泊者に対し、特定感染症の感染防止に必要な協力を求めることができることとする。

（※）特定感染症：感染症法における一類感染症・二類感染症・新型インフルエンザ等感染症・新感染症及び指定感染症のうち入院等の規定が適用されるもの。

- ② 宿泊拒否事由（伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき）を、「特定感染症の患者であるとき」と明確化する。
- ③ 宿泊しようとする者が営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として厚生労働省令で定めるものを繰り返したときは、営業者は宿泊を拒むことができることとする。

(2) 差別防止の更なる徹底等

- ① 旅館業の営業者は、その施設における感染症のまん延防止対策の適切な実施や、高齢者、障害者等の特に配慮を要する宿泊者への適切な宿泊サービスの提供のため、その従業員に対して必要な研修の機会を与えるよう努めなければならないこととする。
- ② 営業者は、旅館業の公共性を踏まえ、かつ、宿泊しようとする者の状況等に配慮して、みだりに宿泊を拒むことがないようにするとともに、宿泊を拒む場合には、宿泊拒否事由のいずれかに該当するかどうかを客観的な事実に基づいて判断し、及び宿泊しようとする者からの求めに応じてその理由を丁寧に説明することができるようにするものとする。
- ③ 厚生労働大臣は、感染症に関する専門的な知識を有する者、旅館業の業務に関し専門的な知識及び経験を有する者並びに旅館業の施設の利用者の意見を聴いて、宿泊者に対する感染防止対策への協力の求め及び宿泊拒否事由等に関し、営業者が適切に対処するために必要な指針を定めるものとする。
- ④ 営業者は、当分の間、（1）②又は③のいずれかで宿泊を拒んだときは、その理由等を記録しておくものとする。 等

2. 生活衛生関係営業等の事業譲渡による営業者の地位の承継【食品衛生法、理容師法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法、

クリーニング業法、美容師法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律】

- ① 事業譲渡について、事業を譲り受けた者は、新たに許可の取得等を行うことなく、営業者の地位を承継することとする。
- ② 都道府県知事等は、当分の間、①の規定により営業者の地位を承継した者の業務の状況について、当該地位が承継された日から6月を経過するまでの間において、少なくとも1回調査しなければならないこととする。 等

施行期日

公布の日（令和5年6月14日）から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日（令和5年12月13日）

旅館業法等改正法の施行関係

1. 検討会の概要

- 改正後の旅館業法第3条の5第2項（研修の努力義務）、第4条の2（宿泊者に対する感染防止対策への協力の求め）及び第5条（宿泊拒否事由）等に関して、政省令及び指針（第5条の2）の策定に向けた検討を行うため、検討会を開催する。

2. 検討会の構成員

- | | |
|--------|--|
| 阿部 一彦 | 日本障害フォーラム（JDF）代表 |
| 石原 健 | 一般財団法人日本ホテル教育センター 研究員
／ホスピタリティ教育研究会 会長 |
| 遠藤 弘良 | 聖路加国際大学 名誉教授 |
| 越智 良典 | 東洋大学国際観光学部国際観光学科 客員教授
／一般社団法人日本旅行業協会 アドバイザー |
| 尾上 浩二 | 認定NPO法人DPI(障害者インターナショナル)日本
会議 副議長 |
| 掛江 浩一郎 | 一般社団法人日本ホテル協会 専務理事 |
| 釜 范 敏 | 公益社団法人日本医師会 常任理事 |
| 亀岡 勇紀 | 全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 専務理事 |
| 國分 守 | 福島県保健福祉部 部長／衛生部長会 会員 |
| 坂元 茂樹 | 公益財団法人人権教育啓発推進センター 理事長 |
| 櫻田 あすか | サービス・ツーリズム産業労働組合連合会 会長 |
| 清水 嗣能 | 一般社団法人全日本ホテル連盟 会長 |
| ◎玉井 和博 | 立教大学観光研究所 特任研究員 |
| 徳田 靖之 | ハンセン病訴訟弁護団 |
| 中澤 よう子 | 神奈川県予防医学協会集団検診センター 副所長 |
| 永山 久徳 | 一般社団法人日本旅館協会政策委員会 委員長
／新型コロナウイルス対策本部 副本部長 |
| 藤田 利枝 | 長崎県県央兼壱岐保健所 所長
／全国保健所長会 副会長 |
| 増田 悦子 | 公益社団法人全国消費生活相談員協会 理事長 |
| 三浦 雅生 | 五木田・三浦法律事務所銀座オフィス 所長弁護士 |

※ ◎は座長

3. 検討会における主な検討事項

- 宿泊者に求める感染防止対策への協力の内容（政令）
- 宿泊拒否事由に係る営業者への要求の内容（省令）
（参考）改正後の旅館業法
第五条 営業者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、宿泊を拒んではならない。
三 宿泊しようとする者が、営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であつて他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として厚生労働省令で定めるものを繰り返したとき。
- その他、研修の努力義務、宿泊者に対する感染防止対策への協力の求め及び宿泊拒否事由等に関し、政省令や指針で定める内容

4. 検討会の開催状況と検討会後の状況

【検討会の開催状況】

令和5年7月28日 第1回検討会 検討事項、今後の進め方等を議論

令和5年8月17日～23日 関係者への意見聴取

※ 意見聴取先は、患者等団体、障害者団体及び高齢者等関係団体

令和5年9月5日 第2回検討会 政省令・指針案を議論

※ 8月に意見聴取した団体への再意見照会を第2回検討会後に実施

令和5年9月29日 第3回検討会 とりまとめに向けた議論

令和5年10月10日 第4回検討会 とりまとめ

【検討会後の状況】

令和5年11月15日 政省令公布、指針公表

令和5年12月13日 改正法施行

※事業譲渡と宿泊者名簿は、令和5年8月3日に省令公布、通知発出

旅館業法の主な改正の概要

新設 1. 感染防止対策への協力の求め

- **特定感染症（※）国内発生期間**に限り、
 - ・ 営業者は、**宿泊者に対し、法や政省令で定める特定感染症の感染防止に必要な協力を求めることができる。**
 - ・ 宿泊しようとする者は、**正当な理由がない限り、その協力の求めに応じなければならない。**

（※）特定感染症：感染症法における一類感染症・二類感染症・新型インフルエンザ等感染症・新感染症及び指定感染症のうち入院等の規定が適用されるもの。

追加

2. 宿泊を拒否できる事由【カスタマーハラスメント】

- 宿泊しようとする者が、営業者に対し、
 - ・ **その実施に伴う負担が過重であつて他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として厚生労働省令で定めるもの（以下の①又は②）**を繰り返したときは、営業者は宿泊を拒むことができる。

政省令の概要

協力の求めの内容	特定感染症の症状を呈する者・特定接触者	特定感染症の患者等	他の宿泊者
①医師の診断の結果や症状の原因が特定感染症以外によることの報告	○	—	—
②客室等での待機	○	○	—
③健康状態等の確認（体温等）	○	○	○
④発生した特定感染症に応じて感染症法等で感染防止対策として求められた措置に即するもの	○	○	○

※個別具体的な事項は、今後特定感染症が発生した際に別途示す予定。
 ※特定接触者：特定感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者

	省令で定める事項	具体例（指針）
内容面	①宿泊料の減額その他のその内容の実現が容易でない事項の要求（※1）	不当な割引・アップグレードや、土下座等を繰り返し要求
方法面	②従業員の心身に負担を与える言動を交えた要求であつて、接遇に通常以上の労力を要するもの（※2）	従業員に対し、長時間にわたり、不当な要求を繰り返す

※1 障害者差別解消法の社会的障壁の除去を求める場合は除く（筆談等を求めることや視覚障害者が部屋まで誘導を求めること等）。
 ※2 合理的な理由があるもの（例えば、自閉症などの障害の特性により外形的に乱暴な言動をしてしまうと把握できる場合等）は除く。

変更 宿泊者名簿の記載事項について、「職業」を削除し、「連絡先」を追加。

新設 改正法に基づき、宿泊者に対する感染防止対策への協力の求め及び宿泊拒否事由等に関し、営業者が適切に対処するために必要な指針を策定し、研修の内容等についても記載。

主な研修ツールと周知広報

○ 「宿泊者も従業員も、誰もが気持ちよく過ごせる宿泊施設に」と打ち出して、研修ツールを作成したほか、周知広報を実施。

研修ツール（詳細版）

令和5年12月13日から旅館業法が変わります！
～宿泊者も従業員も、誰もが気持ちよく過ごせる宿泊施設に～



目次

- 1 旅館業法改正の趣旨と目的
- 2 旅館業法改正の概要
- 3 新たな拒否事由に関するポイント
- 4 新たな拒否事由に関するポイント
- 5 新たな拒否事由に関するポイント
- 6 新たな拒否事由に関するポイント
- 7 新たな拒否事由に関するポイント
- 8 新たな拒否事由に関するポイント
- 9 新たな拒否事由に関するポイント
- 10 新たな拒否事由に関するポイント
- 11 新たな拒否事由に関するポイント
- 12 新たな拒否事由に関するポイント
- 13 新たな拒否事由に関するポイント
- 14 新たな拒否事由に関するポイント
- 15 新たな拒否事由に関するポイント
- 16 新たな拒否事由に関するポイント
- 17 新たな拒否事由に関するポイント
- 18 新たな拒否事由に関するポイント



研修ツール（要約版）

令和5年12月13日から旅館業法が変わります！
～宿泊者も従業員も、誰もが気持ちよく過ごせる宿泊施設に～

旅館業の営業者の皆様へ
令和5年12月13日から旅館業法が変わります！
～宿泊者も従業員も、誰もが気持ちよく過ごせる宿泊施設に～

このリーフレットは、改正旅館業法に関するリーフレット（詳細版）の要約版です。詳細版の内容をわかりやすく、イラストや写真を用いて、カスターマール・ハラスメントへの対応について、わかりやすく説明しています。

1 旅館業法は、宿泊施設に滞在する者に対し、サービスを提供する事業者が、必要に応じて、必要なサービスを提供することを定めています。

2 新たな拒否事由に該当するもの例
（以下、行方不明を返すもの）

- 1 不適切な対応、説明がない説明、説明が不十分であること
- 2 対応や接客により、長時間にわたる苦情の発生が予想されること
- 3 要求の内容が合理的でなく、事業者が対応できないこと

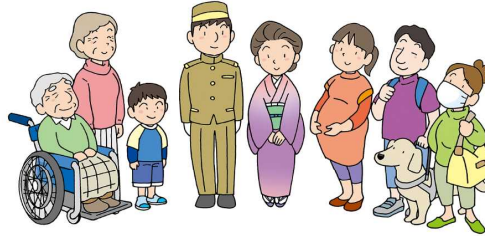
3 新たな拒否事由に該当しないもの例
（以下、行方不明を返すもの）

- 1 事業者が、合理的な理由を述べた上で、拒否すること
- 2 事業者が、合理的な理由を述べた上で、拒否すること
- 3 事業者が、合理的な理由を述べた上で、拒否すること

厚労省HP

令和5年12月13日から旅館業法が変わります！

～宿泊者も従業員も、誰もが気持ちよく過ごせる宿泊施設に～



旅館業法においては、旅館業の営業者は、公衆衛生や旅行者等の利便性といった国民生活の向上等の観点から、一定の場合を除き、宿泊しようとする者の宿泊を拒んではならないと規定しています。

しかし、新型コロナウイルス感染症の流行期において、
① 宿泊者に対して感染防止対策への実効的な協力の求めを行うことができない
② いわゆる迷惑客について、営業者が無制限に対応を強いられる場合には、感染防止対策をはじめ、本来提供すべきサービスが提供できない等の意見が寄せられました。

こうした情勢の変化に対応して、旅館業法等の一部改正を行う法律が成立し、2023（令和5）年12月13日に施行されます。

厚労省HP 英語版

The Hotel Business Act is amended at December 13, 2023

to keep accommodations comfortable for Lodgers and Hoteliers

The Hotel Business Act provides that the Hotelier must not deny a person lodging except in the cases specified in the Act. However, the Hotelier said that, in the pandemic of Covid-19, they were not able to:

- request Lodgers to provide practical cooperation the necessary cooperation to prevent the spread of infection; and
- provide to Lodgers appropriate services such as measures to prevent the spread of infection due to Lodgers who make demands to the hotelier that have the risk of imposing an excessive burden on the hotelier.

For such situations, the Act partially amending the Hotel Business Act and other Acts to Develop a Business Environment to Support the Continued Business Activities of Business with Operations related to the Environmental Health Industry, etc. was established and came into effect at December 13, 2023.

Related Materials

The Outline of the Act Partially Amending the Hotel Business Act and Other Acts to Develop a Business Environment to Support the Continued Business Activities of Business with Operations related to the Environment Health Industry, etc.

周知用ポスター

宿泊者の皆様へ
令和5年12月13日から旅館業法が変わります！
～宿泊者も従業員も、誰もが気持ちよく過ごせる宿泊施設に～

1 事業者は、宿泊施設に滞在する者に対し、サービスを提供する事業者が、必要に応じて、必要なサービスを提供することを定めています。

2 新たな拒否事由に該当するもの例
（以下、行方不明を返すもの）

- 1 不適切な対応、説明がない説明、説明が不十分であること
- 2 対応や接客により、長時間にわたる苦情の発生が予想されること
- 3 要求の内容が合理的でなく、事業者が対応できないこと

3 新たな拒否事由に該当しないもの例
（以下、行方不明を返すもの）

- 1 事業者が、合理的な理由を述べた上で、拒否すること
- 2 事業者が、合理的な理由を述べた上で、拒否すること
- 3 事業者が、合理的な理由を述べた上で、拒否すること

相談窓口ポスター

宿泊者も従業員も、誰もが気持ちよく過ごせる宿泊施設に
改正旅館業法に関する相談窓口

利用者が不当な宿泊拒否等をされた場合や、旅館業の営業者側が宿泊拒否等について悩んだ場合は、自治体やその他の相談窓口にご相談ください。

自治体（利用者及び旅館業者向け）
URL: https://www.mhlw.go.jp/sts/seisaku/seisaku_09010404_00007.html

利用者向け
契約トラブルについてはこちら。

都道府県	連絡先	対応日時
北海道	TEL: 011-222-1111 (札幌)	24時間
青森県	TEL: 0172-22-1111 (青森)	24時間
岩手県	TEL: 0192-22-1111 (盛岡)	24時間
宮城県	TEL: 022-22-1111 (仙台)	24時間
秋田県	TEL: 0182-22-1111 (秋田)	24時間
山形県	TEL: 023-22-1111 (山形)	24時間
福島県	TEL: 024-22-1111 (福島)	24時間
茨城県	TEL: 029-22-1111 (水戸)	24時間
栃木県	TEL: 028-22-1111 (宇都宮)	24時間
群馬県	TEL: 027-22-1111 (高崎)	24時間
埼玉県	TEL: 048-22-1111 (さいたま)	24時間
千葉県	TEL: 043-22-1111 (千葉)	24時間
東京都	TEL: 03-22-1111 (東京)	24時間
神奈川県	TEL: 045-22-1111 (横浜)	24時間
新潟県	TEL: 025-22-1111 (新潟)	24時間
富山県	TEL: 076-22-1111 (富山)	24時間
石川県	TEL: 077-22-1111 (金沢)	24時間
福井県	TEL: 077-22-1111 (福井)	24時間
山梨県	TEL: 055-22-1111 (山梨)	24時間
長野県	TEL: 026-22-1111 (長野)	24時間
岐阜県	TEL: 058-22-1111 (岐阜)	24時間
静岡県	TEL: 054-22-1111 (静岡)	24時間
愛知県	TEL: 052-22-1111 (名古屋)	24時間
岐阜県	TEL: 058-22-1111 (岐阜)	24時間
愛知県	TEL: 052-22-1111 (名古屋)	24時間
三重県	TEL: 057-22-1111 (津)	24時間
滋賀県	TEL: 075-22-1111 (彦根)	24時間
京都府	TEL: 075-22-1111 (京都)	24時間
大阪府	TEL: 06-22-1111 (大阪)	24時間
兵庫県	TEL: 078-22-1111 (神戸)	24時間
奈良県	TEL: 074-22-1111 (奈良)	24時間
和歌山県	TEL: 073-22-1111 (和歌山)	24時間
徳島県	TEL: 087-22-1111 (徳島)	24時間
香川県	TEL: 087-22-1111 (高松)	24時間
愛媛県	TEL: 089-22-1111 (松山)	24時間
高知県	TEL: 088-22-1111 (高知)	24時間
福岡県	TEL: 092-22-1111 (福岡)	24時間
佐賀県	TEL: 095-22-1111 (佐賀)	24時間
熊本県	TEL: 096-22-1111 (熊本)	24時間
大分県	TEL: 097-22-1111 (大分)	24時間
鹿児島県	TEL: 099-22-1111 (鹿児島)	24時間
沖縄県	TEL: 098-22-1111 (那覇)	24時間

政府広報オンライン

ホテルや旅館に泊まる前に知っておきたい「旅館業法」改正のポイント

令和5年（2023年）11月16日

POINT
令和5年（2023年）12月13日から「旅館業法」が変わります！

旅行や出張の際に、宿泊先で気持ちよく過ごすには、ホテルや旅館のおもてなしや私たちの過ごし方が重要です。ホテルや旅館などの健全な発達を図るとともに、施設の衛生水準を保ち、国民生活を向上させるために「旅館業法」という法律があります。令和5年（2023年）に、この旅館業法が改正され、同年12月13日から、**ホテルや旅館の営業者は、カスタマーハラスメントに当たる特定の要求を行った人の宿泊を拒むことができるようになります。** ホテルや旅館が、宿泊する方にとっても、そこで働く方々にとっても、気持ちよく過ごせる場所となるように、改正のポイントをご紹介します。

周知用ポスター英語版

For Lodgers
The Hotel Business Act is amended at December 13, 2023
to keep accommodations comfortable for Lodgers and Employees

1 The hotelier will be able to deny lodging to the person seeking lodging who repeatedly makes demands to the hotelier that have the risk of imposing an excessive burden on the hotelier and making it extremely difficult to offer lodging services to other lodgers.

Examples of acts falling into the new reason for denying lodging

- 1 request for excessive services such as unfair discount, pickup and drop-off services not included in a contract
- 2 making unfair demands for a long time, face-to-face, on the phone, etc.
- 3 making demands with inadequate methods in light of reasons of demands (*).

Examples of acts not falling into the new reason for denying lodging

- 1 Request to minimize the social impact of discrimination against Persons with Disabilities in lodging. (Person with Disabilities is not a reason for denying lodging.)
- 2 Request a staff to apologize when the staff treat a lodger discriminatorily.
- 3 Case where a reasonable person would consider that such acts were caused due to the disability of the lodger, for example, through identification of the lodger or the lodger's representative with a disability.
- 4 Request for damage of a lodger due to discrimination. (Request for damage of a lodger is not a reason for denying lodging.)

Limited to the period in which a domestic outbreak of a Specified Infectious Disease (*) is occurring, the Hotelier will be able to request lodgers to provide the necessary cooperation to prevent the spread of infection of the specified disease. When Lodgers are requested, Lodgers must provide such cooperation unless they have just cause for not providing such cooperation.

(*) Specified Infectious Disease: Class I Infectious Disease, Novel Influenza Infection, etc., New Infectious Disease and Designated Infectious Disease for which provisions regarding hospitalization, etc. are applicable, under the Act on the Prevention of Infectious Diseases. Covid-19 is not a Specified Infectious Disease.

① "Occupations" will be deleted and "Contact" will be added in the necessary information of the register of lodgers.

※ 周知広報については、この他、一般人向けのインターネット広告やラジオ広報、営業者・相談窓口向けの講演を計9回行ったほか、観光庁とも連携して訪日外国人向けにX等で周知を行った。

※ 今後も順次、研修ツールを掲載するほか、周知広報を実施予定。 ※ 詳しくは次のURLを参照ください。 <https://www.mhlw.go.jp/kaiseiryokangyohou/index.html>

火葬等許可事務システムの標準化

1. 経緯等

- 自治体ごとにおける情報システムのカスタマイズにより、
 - ・ 維持管理や制度改正時の改修等において、自治体は個別対応を余儀なくされ負担が大きい
 - ・ 情報システムの差異の調整が負担となり、クラウド利用が円滑に進まない
 - ・ 住民サービスを向上させる最適な取組を迅速に全国へ普及させることが難しい 等の課題が発生。
- このような状況を踏まえ、地方公共団体に対し、標準化対象事務について、標準化基準に適合した情報システム(標準準拠システム)の利用を義務付ける「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立。
- R5.3の「地方公共団体情報システム標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令」の改正により、墓地、埋葬等に関する法律による火葬等許可事務を標準化対象事務として追加。火葬等許可事務システムについて、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」に基づき、R7年度末までに標準準拠システムへ移行することとしている。

2. 標準仕様書の作成・公表

- 令和5年3月16日 火葬等許可事務システム標準化検討会(第1回) ※構成員:自治体、ベンダー、関係省庁
- 令和5年7月13日 火葬等許可事務システム標準化検討会(第2回)
- 令和5年7月19日~8月8日 全市区町村への意見照会
- 令和5年8月29日 火葬等許可事務システム標準化検討会(第3回) → 標準仕様書策定
- 令和5年8月31日 火葬等許可事務システム標準仕様書公表
- 令和5年11月30日 デジタル庁において火葬等許可事務システムに係るデータ要件・連携要件標準仕様公表

※ 今後、墓地、埋葬等に関する法律施行規則において示されている許可証の様式等を、標準仕様書において示しているものに合わせるため、同規則の改正を行う予定

レジオネラのパンフレットの改正（令和4年）

「公衆浴場における水質基準等に関する指針」、「公衆浴場における衛生等管理要領」、「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」並びに「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」といった技術的助言を基に、具体的な管理をわかりやすく解説するとともに実践的方法を紹介することを目的として本手引きを作成。（令和4年5月13日）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124204.html>

公衆浴場の衛生管理に係る相談対応時に使用したり、窓口に据え置く等により、ご活用いただきたい。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124204.html>



テーマ別に探す | 報道・広報 | 政策について

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 生活衛生 > 生活衛生対策 > レジオネラ対策のページ

健康・医療 | レジオネラ対策のページ

概要 | 関係通知/Q&Aなど

衛生管理要領・マニュアル(現行)

- 公衆浴場における衛生等管理要領等について(全文)(令和2年12月10日時点)
- 公衆浴場における浴槽水等のレジオネラ属菌検査方法について(令和元年9月19日)
- 循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル(全文)(令和元年12月17日時点)
- 入浴施設の衛生管理の手引き(令和4年5月13日)**



「せいえいNAVI」のご案内

- リリース時期 令和3年5月
 - 対応機種 スマートフォン、タブレット
 - OS iOS (ver.13以上)、Android
- AppストアまたはGoogle playストアからアプリをダウンロードします。
- ※本アプリは無料です。またアプリの利用で個人情報を取得することはありません。



1. 新着情報

生衛業者に必要な新着情報（融資・補助金、研修・セミナー、新型コロナ関連、行政情報）がアプリから入手可能に。

2. 検索機能

自分が必要な情報を絞って入手できる、検索機能を設定。

3. 先進事例

他業種・他店舗の先進的な取組事例（経営改善の取組など）が容易に入手できる。

4. 経営診断

経営診断チャートを使って、ご自身の店舗の強み・弱み、改善ポイントを知ることができる。

- 生活衛生業の方をターゲットにしたアプリです！
- や地域の助成金・補助金情報、経営相談、感染予防対策などの情報も満載です。



iPhone版



Android版

ダウンロード**無料**です！

旅館業の施設等におけるトコジラミ対策に関する周知徹底について

事務連絡
令和5年12月22日

都道府県
保健所設置市
特別区
生活衛生担当課 御中

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課

旅館業の施設等におけるトコジラミ対策に関する周知徹底について

トコジラミに関する相談件数が増えているとの報道がなされており、国内における被害の拡大が懸念されています。

都道府県、保健所設置市及び特別区（以下「都道府県等」という。）におかれましては、旅館をはじめとする特定建築物（建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第2条第1項に規定する特定建築物をいう。）等におけるトコジラミ対策について、以下の「都道府県等による周知啓発の事例」も参考に、トコジラミ対策の周知チラシや旅館・ホテルのための害虫対策の手引書（別添1）の活用等により、貴管下の旅館業の営業者等に周知徹底いただきますようよろしくお願い申し上げます。

また、この周知徹底にあたっては、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会に対して別添2のとおり、（一社）全国生活衛生同業組合中央会及び各生活衛生同業組合連合会に対して別添3のとおり、（公社）全国ビルメンテナンス協会及び（公社）日本ベストコントロール協会に対して別添4のとおり、それぞれ事務連絡を发出しておりますので、これらの団体と連携していただきますようお願い申し上げます。

（都道府県等による周知啓発の事例）

https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kankyo/eisei/yomimono/nezukon/tokojirami_leaf.html

<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000200245.html>

（別添1）トコジラミ対策の周知チラシ（作成：厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課）
旅館・ホテルのための害虫対策の手引書（発行者：東京都ホテル旅館生活衛生同業組合、（一社）全日本シティホテル連盟（現：（一社）全日本ホテル連盟）、発行協力（一社）日本旅館協会、2013年3月発行資料）

（別添2）全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会宛て事務連絡（本文のみ）

（別添3）（一社）全国生活衛生同業組合中央会及び各生活衛生同業組合連合会宛て事務連絡（本文のみ）

（別添4）（公社）全国ビルメンテナンス協会及び（公社）日本ベストコントロール協会宛て事務連絡（本文のみ）

以上

旅行・帰省時にはトコジラミに注意！

トコジラミとは？



トコジラミの卵

トコジラミの写真

- 体長：5mm～8mm（成虫）
- 体型：丸く、扁平で薄い
- 特徴：夜、部屋の隙間等から出てきて活動し、人や動物を刺して吸血します。吸血しなくても長期間生きることができるため、長く空室になった部屋でも注意が必要です。メスは1日5-6個の卵を産み、2週間もすると幼虫になります。刺されると強いかゆみの症状が出ます。

どうやって持ち込まれますか？どんなところにいますか？

卵や幼虫が荷物や、衣服の裏やポケットなどに付着して、室内に持ち込まれることがあります。

ベッドや布団の周辺、ソファの隙間・裏、引き出しの裏、衣装ケース、壁と床の隙間、カーテン、壁にかけた絵の裏など、あらゆる隙間に潜り込みます。



見つけたときの対応策は？

早期発見・早期駆除をすることが大切です。生息しやすい場所に血痕があったり、トコジラミを見つけた場合は、被害の拡大を防ぐため、技術、知見を持つ専門業者に調査、防除を依頼しましょう。



<相談窓口>

- トコジラミの被害への対応に関する一般相談は保健所まで



—お近くの保健所はこちらから検索出来ます

- トコジラミの調査や防除に関する相談はベストコントロール業の事業者団体まで

トコジラミ ベストコントロール業 団体 検索

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

基本方針

- 能登地方を震源とする最大震度7の地震により、広い範囲にわたって甚大な被害が生じた。政府は発災直後から、警察、消防、自衛隊を被災地に派遣し、救命救助、捜索活動に当たるとともに、現地对策本部を設置して、道路の啓開やプッシュ型支援等による物資の支援など政府一体となって災害応急対策に取り組んできたが、今なお多くの方が厳しい避難生活を余儀なくされている。
- 「先が見えない」という現地の皆様の不安に応えるとともに、被災された方々が再び住み慣れた土地に戻って来られるよう、そして、一日も早く元の平穏な生活を取り戻すことができるよう、ここに、緊急に対応すべき施策を「被災者の生活と生業(なりわい)支援のためのパッケージ」として取りまとめた。
- 施策を実行するために必要となる財政措置については、令和5年度・6年度の予備費を活用し、復旧・復興の段階に合わせて、数次にわたって機動的・弾力的に手当てする。
- 被災地の声にしっかりと耳を傾けながら、「被災地・被災者の立場に立って、できることはすべてやる」という決意で、被災者の生活と生業(なりわい)の再建支援に全力で取り組む。

緊急対応策(主なもの)

(1) 生活の再建

被災地の方々の命と健康を守るため、避難所等における生活環境の改善を図るとともに、住み慣れた土地に再び戻って来ることができるよう、(3)の道路、水道、学校施設等の復旧とあわせて、住まいの確保を図る。

○避難所等における生活環境の改善

- ・必要物資の支援(被災地のニーズに応じ、プッシュ型からプル型に移行)

○命と健康を守るためのホテル・旅館等への二次避難

- ・利用額の基準を特例的に引上げ(7,000円⇒10,000円)
- ・要配慮者等にきめ細かく対応
 - 福祉タクシー、高齢者施設等の活用
 - 介護職員等の応援派遣やDMAT、DWAT等と連携し、医療・介護・福祉ニーズに対応
 - 保育所、学校等に関する情報の提供
 - 孤立集落からの避難、被災地と二次避難所間の交通の確保
- ・被災地における防犯カメラの設置、パトロール強化等の防犯対策

○住み慣れた土地に戻るための住まいの確保

- ・罹災証明書の早期交付のため被害認定調査の簡素化・人的支援
- ・住宅の応急修理に対する支援
- ・倒壊家屋の解体・撤去支援、災害廃棄物の処理の円滑化
 - 全壊家屋に加え、特例的に半壊家屋も解体支援(自己負担ゼロ)
 - 所有者不明空家の解体について民法の新制度(所有者不明建物管理制度)等の積極的活用
- ・被災者ニーズに応じた応急仮設住宅の供与等
 - プレハブ仮設等に加え、地域型の木造仮設住宅の活用
- ・自力での再建・補修等を支援
 - 被災者生活再建支援金(最大300万円)の迅速な支給

○切れ目のない被災者支援

- ・見守り・相談などにより被災者に寄り添って支援
 - 在宅高齢者等への戸別訪問
 - 仮設住宅に入居する被災者等の見守り・相談支援等
- ・医療・介護等の自己負担・保険料の減免
- ・通園・通学支援、学習・就学支援(学びを継続するための環境整備等)、心のケア等
- ・特定非常災害への指定(運転免許証の有効期間の延長等)
- ・インターネット上の偽情報・誤情報対策

○金融支援・税制上の対応等

- ・預金通帳を紛失した場合の柔軟な対応
- ・保険金支払い等の迅速化
- ・生活福祉資金貸付の貸付対象を被災世帯に拡大・貸付要件の緩和等
- ・国税・地方税の申告・納付等の期限の延長等
- ・雑損控除の前倒し適用等(与党税調の検討の結果を踏まえ、適切に措置)
- ・住民税全額免除水準の場合の物価高対策支援(10万円給付+こども加算)の適用

○地方公共団体における様々な財政需要を的確に把握し、適切な地方財政対策

(2) 生業の再建

地域経済を支える中小・小規模事業者、農林水産業、伝統産業、観光業における、雇用の維持や事業継続の支援を手厚く講じ、持続可能な地域経済の再生を図る。

○中小・小規模事業者の支援

- ・施設等の復旧を支援(なりわい再建支援事業(補助率3/4等、最大3億円又は15億円))
 - ※多重被災事業者は、石川:最大5億円、富山・福井・新潟:最大1億円までは定額補助可
- ・小規模事業者の雇用啓開を支援(災害支援(補助率2/3等、最大200万円))
- ・商店街の再生支援(アーケード・街路灯等の創設、賑わい創出支援)
- ・伝統産業の事業継続に必要な道具や原材料の確保等、迅速な事業再開の後押し
- ・コロナ債務返済負担軽減策(リスク時の追加保証ゼロ、劣後ローンにおける金利優遇措置(一重債務返済への対応等))
- ・資金繰り支援(日本政策金融公庫:別枠3億円、金利0.9%引下げ(上限・期間あり)等)
- ・能登半島産品の販売促進支援(特設サイト、販促イベント)

○農林漁業者の支援

- ・被災した農業用機械等の再建支援(農業用機械、農業用ハウス・畜舎、共同利用施設、木材加工流通施設、特用林産物施設等の再建・修繕への支援(補助率1/2等))
- ・営農再開に向けた支援(種子・種苗等の資材調達、繁殖用の牛・豚の再導入等)や、被災農家等の柔軟な雇用による人手の確保
- ・被災農林漁業者の資金繰り支援(貸付当初5年間の実質無利子化等)
- ・景観にも配慮した棚田の復旧や観光とも連携した持続可能な里山づくり
- ・漁船等の復旧、漁場環境の回復への支援や、地域の将来ビジョンの下での里海資源を活かした漁業振興等

○観光復興に向けた支援

- ・風評対策として、観光地や交通場所の現状に関する正確な情報の発信、観光プロモーションの重点的実施(2~3月)。
- ・「北窓応援割」(3~4月、補助率50%、最大20,000円/泊)。能登地域については、復旧状況を見ながら、より手厚い旅行需要喚起策を検討。
- ・ふるさと納税の機動的な活用による特産品販売、旅行等の促進
- ・観光関連事業者の支援(なりわい再建支援事業等の活用)(再開)
- ・能登地域の観光拠点・観光資源の再生に向けて、観光地の復旧計画の策定・実行支援、まちづくり支援、コンテンツ造成の支援等。

○地域の雇用対策等

- ・雇用調整助成金の助成率引上げ(中小企業2/3→4/5、大企業1/2→2/3)、支給日数延長(100日/年→300日/年)等
- ・災害によって事業所が休止した場合等にも雇用保険の失業手当支給

(3) 災害復旧等

国の権限代行等により公共土木施設等の迅速な災害復旧等を推進し、将来に希望を持てる復興まちづくりを推進する。

○迅速な災害復旧

- ・公共土木施設等
 - 激甚災害(本激)への指定、公共土木施設(道路・河川等)や農林水産業施設等の災害復旧等
 - 大規模災害復興法に基づく非常災害への指定
 - 国による権限代行等(災害復旧工事等:道路(能登自動車道)、河川・砂防(河原田川)、港湾、漁港等)
 - 能登空港、のた鉄道等の早期復旧(道路管理者など関係者との連携も確保)
 - TEC-FORCE、MAFF-SAT等による人的・技術的支援
- ・公共・公益施設等
 - 医療施設、水道施設、学校施設、社会教育施設、社会福祉施設、文化財、放送・通信設備等の災害復旧
 - ※水道は4月以降に引き上がる補助率の前倒し適用、上下水道一体での早期復旧の推進
 - ※全国の地方公共団体からの技術者派遣、関係団体と連携した支援体制の構築

○復興まちづくり

- ・復興まちづくりの計画策定に向けた調査支援、国・URなどの支援体制確保
- ・公共施設と隣地宅地等の一体的な液状化対策

○令和6年能登半島地震についての緊急調査

令和6年能登半島地震に係る主な支援事業

日本政策金融公庫資金繰り支援等について

令和5年度予備費予算額 既定経費

事業目的

令和6年能登半島地震により被害を受けた生活衛生関係営業者に対する資金繰りの円滑化及び事業の復旧を支援することを目的とする。

事業概要

令和6年能登半島地震により被害を受けた生活衛生関係営業者に対して、以下の支援を講じることにより、資金繰りの円滑化及び事業の復旧を支援する。

①災害復旧貸付、災害復旧貸付の特別措置を実施する。また、「令和6年能登半島地震特別貸付」を新たに創設し、事業の復旧に必要な資金を、長期かつ低利にて融資（直接被害（※）のほか間接被害、風評被害を含む）。

（※）災害救助法適用地域に属する県内に事業所を有し、災害による被害を受けた生活衛生関係営業者。

②コロナ資本性劣後ローンを利用する生活衛生関係営業者のうち、被災後に黒字金利の適用が見込まれる者について、一定の間、赤字金利が適用できるよう金利条件を見直し（石川県内で災害救助法が適用された市町村に所在し、被害を受けた生活衛生関係営業者）。

③コロナ資本性劣後ローンを利用する生活衛生関係営業者に対し、被災地の事業の実情を踏まえた弾力的・迅速な対応、事業の復旧資金も対象となることを明確化。

④既往債務に係る返済猶予等の条件変更等について、個別の実情に応じた柔軟な対応に努めることや、被災生活衛生関係営業者の既往債務の負担軽減に係る対応についてそれぞれ要請。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



令和6年能登半島地震の災害に伴う雇用調整助成金の特例措置を実施しています(令和6年1月23日更新)

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業者が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練(以下「休業等」)又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

【特例措置の内容】(令和6年能登半島地震に伴う経済上の理由により休業等又は出向を行う事業者が対象です。)

休業等又は出向の初日が令和6年1月1日から令和6年6月30日までの間にある場合、

① 休業等又は出向を実施した場合の助成率を引き上げます。

【大企業】1/2 ⇒ 2/3 【中小企業】2/3 ⇒ 4/5

(※新潟、富山、石川、福井の各県内の事業所が対象です。)

② 支給日数を「1年間で100日」から「1年間で300日」に延長します。

(※新潟、富山、石川、福井の各県内の事業所が対象です。)

③ 新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者についても助成対象とします。

④ 過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業者であっても、ア 通常、支給日数は3年間で通算150日までのところ、今回の特例の対象となった休業等については、この制限は適用しません。

イ 前回の対象期間の満了日の翌日から1年を経過していなくても助成対象とします。

⑤ 休業等規模要件を緩和します。

対象労働者の所定労働日数に対する休業等の延日数の割合(休業等規模要件)

【大企業】1/15以上⇒1/30以上 【中小企業】1/20以上⇒1/40以上

(※新潟、富山、石川、福井の各県内の事業所が対象です。)

⑥ 残業相殺(※)を撤廃します。

※支給対象となる休業等から所定外労働の時間を相殺して支給すること

(※新潟、富山、石川、福井の各県内の事業所が対象です。)

※助成対象期間は1年間です。

(特例措置の内容は裏面にもございます)

【その他の支給要件】

その他、雇用保険の適用事業所であること等の支給要件があります。詳細についてはガイドブック(<https://www.mhlw.go.jp/content/001195139.pdf>)や、以下のコールセンターまでお問い合わせください。

雇用調整助成金コールセンター

0120-603-999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

ガイドブック



LL060123企01

【特例措置の内容】(表面からの続き)

⑦ 生産指標の確認期間を3か月から1か月に短縮します。

最近1か月の販売量、売上高等の事業活動を示す指標(生産指標)が、前年同期に比べ10%以上減少していれば、生産指標の要件を満たします。

⑧ 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とします。

通常、雇用保険被保険者及び受け入れている派遣労働者の雇用量を示す雇用指標の最近3か月の平均値が、前年同期比で一定程度増加している場合は助成対象となりませんが、その要件を撤廃します。

⑨ 地震発生時に事業所設置後1年未満の事業者についても助成対象とします。

地震発生時において雇用保険適用事業所設置後1年未満の事業者については、生産指標を地震発生前の指標と比較します。

⑩ 計画届の事後提出を可能とします。

通常、助成対象となる休業等又は出向を行うにあたり、事前に計画届の提出が必要ですが、計画届の提出日が令和6年3月31日までの間である場合は、計画届を事前に提出したものとみなします。これにより、令和6年1月1日以降に開始された休業等や出向についても遡及して助成対象となります。

【地震に伴う「経済上の理由」とは】

地震による直接的な被害そのものは経済上の理由に当たりませんが、災害に伴う以下のような経営環境の悪化については経済上の理由に当たり、それによって事業活動が縮小して休業等を行った場合は助成対象となります。

(経済上の理由例)

- ・ 取引先の地震被害のため、原材料や商品等の取引ができない
- ・ 交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出動できない、物品の配送ができない
- ・ 電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない
- ・ 風評被害により、観光客が減少した
- ・ 施設、設備等の修理業者の手配や修理部品の調達が困難で、早期の修復が不可能

【支給手続き】

【休業等の場合】

● 事業者が指定した1年間の対象期間について、実際に休業等を行った支給対象期間(1つの判定基礎期間又は連続する2つないしは3つの判定基礎期間)ごとに支給申請することが必要です。

【出向の場合】

● 事業者が指定した1年間の対象期間について、実際に出向を行った支給対象期(出向期間を6か月ごとに区分した各期間)ごとに支給申請することが必要です。

※ 支給申請期間は支給対象期間又は支給対象期の末日の翌日から起算して2か月以内です。

なお、雇用調整助成金を申請した事業者は、提出又は提示した書類の写しその他支給要領に規定する各種書類を、支給決定日の翌日から起算して5年間保存する必要があります。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

石川県、富山県、福井県、新潟県の皆様へ

令和6年能登半島地震による災害からの復旧・復興を促進します

「なりわい再建支援補助金」

倒壊した施設の建て替えをしたい
壊れた施設・設備の修繕をしたい

【補助対象者】

石川県、富山県、福井県、新潟県に所在する、令和6年能登半島地震の被害を受けた中小企業・小規模事業者等

【補助対象経費】

工場・店舗などの施設、生産機械などの設備の復旧費用等

【補助上限】

・石川県内の事業者

⇒ 15億円、一部5億円まで定額補助※

・富山県・福井県・新潟県内の事業者

⇒ 3億円、一部1億円まで定額補助※

※過去数年以内の被災かつ復興途上である等の要件を満たす場合

【補助率】

・中小企業・小規模事業者

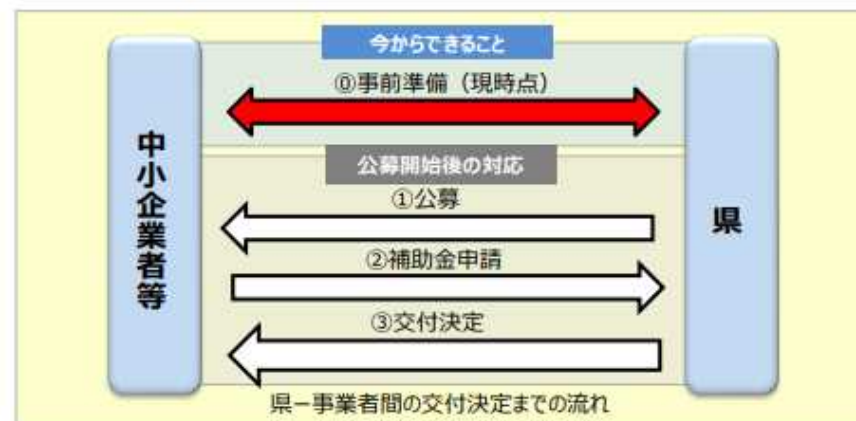
⇒ 3 / 4 以内、一部定額補助

・中堅企業等

⇒ 1 / 2 以内、一部定額補助

※特例として令和6年1月1日の能登半島地震による災害発生以降で、
交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、適正と認められる
場合には補助金の対象となります。

【事前に準備いただきたい事項】

補助金の申請に備え、以下の書類等の保管・取得を推奨します
(以下の書類があると補助金申請手続きが円滑に進みます)

<公募開始前に復旧工事に着手される方>

※原則として、被災施設等と同等の施設・設備の復旧（原状回復）が補助金の対象
復旧に要した見積書（原則相見積もり）
復旧が完了した方は、契約書、請求書、領収書の保管

<補助金の活用を予定している全ての方>

- (1) 発災後の被害状況（施設・設備ごと）の写真の撮影・保管
- (2) 罹災（被災）証明書の取得（事業所所在の市町村）
- (3) 被災施設・設備の所有を証明できる書類等の保管
例) 固定（償却）資産台帳（車両の場合、任意自動車保険証）

※上記書類がない場合でも、専門業者による証明等で代替可能となる場合があります

令和6年1月時点版

石川県、富山県、福井県、新潟県の皆様へ

令和5年度補正予算 「小規模事業者持続化補助金（災害支援枠）」

令和6年能登半島地震により被害を受けた
小規模事業者等が行う販路開拓の取組を支援します

【補助対象事業者】

石川県、富山県、福井県、新潟県に所在する、令和6年能登半島地震の被害を受けた小規模事業者等

【事業目的】

事業の再建に向けた経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓を支援

【補助上限】

200万円（直接被害）

⇒自社の事業用資産に損壊等の直接的な被害を受けた場合

100万円（間接被害）

⇒令和6年能登半島地震に起因して、売上げ減少の間接的な被害を受けた場合

【補助率】

2 / 3、定額（一定の要件を満たす事業者のみ対象）

【補助対象】

機械装置等の購入、店舗改装、広告掲載、展示会出展費用など

【今後のスケジュール】

公募要領公開：2024年1月25日（木）

- ※申請は2月1日（木）より受付開始します。
- ※1次公募は2月29日（木）に締め切ります。
- ※1次公募締め切り後、速やかに2次公募を開始します。

事前準備から事業終了までの流れ



※申請時点で明らかではない経費については、交付申請・決定の段階時点で、事業に要する経費の詳細内訳を改めて求めます。事後で対象外経費が含まれていることが判明した場合はお支払いができませんので、申請時点でよくご確認ください。
 ※令和6年8月30日までに事業を完了し、指定期日までに実績報告書を提出していただく必要があります。

【申請前に自治体に必ず発行してもらうもの】

- 直接被害で申請する場合
⇒事業所や事業資産等が罹災されたことが分かる公的書類（例：「罹災（被災）証明書」など）
- 間接被害で申請する場合
⇒令和6年1月及び2月の任意の1か月の売上高が前年同期と比較して20%以上減少していることが分かる公的書類（例：セーフティネット4号における「認定書」など）

【定額要件】

直接被害を受けた事業者のうち、以下の要件をすべて満たす場合は定額補助となります。

1. 過去数年以内に発生した災害（※1）で被害を受けた以下に該当する事業者
 - ①被災が証明できる事業者
 - ②国等が実施した災害支援策を活用した事業者
 2. 過去数年以内に発生した災害以降、売上高が20%以上減少している事業者
 3. 過去数年以内に発生した災害による債務を抱えている事業者
- （※1）過去5年以内を目安に発生した災害であって災害救助法の適用を受けたものです。

【補助対象となる期間の特例】

特例として令和6年1月1日の能登半島地震による災害発生以降で、交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、適正と認められる場合には補助金の対象となります。

※「直接被害」の場合、罹災（被災）証明書、「間接被害」の場合、売上げが減少したことが分かる「認定書」が必要となります。（いずれも自治体が発行するもの）

活用事例①

※ 青字が本補助金の対象経費

被災により失った椅子やテーブル、厨房機器などを新たに購入するとともに、店舗改装と合わせて新しいデザインの看板を作成。リニューアルオープンにより、集客向上をはかった。

活用事例②

店舗が入居していた貸しビルが全壊し、自宅の敷地で営業再開。新商品開発のほか、チラシ・フリーペーパーでの宣伝を行い、被災前の売上げまでに回復。



商工会議所地区の方はこちら

補助金事務局電話番号：
03-6635-2021



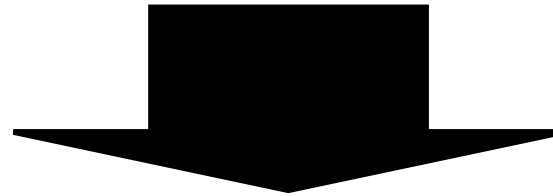
商工会地区の方はこちら

石川県連 076-268-7300
 富山県連 076-441-2716
 新潟県連 025-283-1311
 福井県連 0776-23-3659

5. おわりに

保健所・環境衛生監視員は昔も今も公衆衛生の要

- 保健所・環境衛生監視員は、昭和42年の制度創設以降、わが国の公衆衛生と国民生活の発展向上に多大な貢献を果たしてきた。
- 一方、時代の変化とともに社会保障や子ども対策などに関心は移っているが、コロナの対応の経験も踏まえ公衆衛生の役割は引き続き重要。



保健所・環境衛生監視員の皆様に期待したいこと

- I. 新型コロナ禍に伴い、公衆衛生への関心と役割が見直されている。保健所・衛生監視員も最新知見や制度習得、現場での監視指導を通じて、「公衆衛生の要」として引き続き貢献頂きたい。
- II. コロナの5類移行に伴い社会経済活動の再開（全国旅行支援や水際対策緩和など）や人流が戻る中、新たな課題も含め、堅実な業務の遂行を期待しています。

ご静聴ありがとうございました

